

資料提供(投げ込み) 令和6年3月8日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
【津市避難行動要支援者名簿への登載に関すること】 福祉政策課 (電話059-229-3150)	福祉政策課長 吉住 充弘
【精神障害者保健福祉手帳に関すること】 障がい福祉課 (電話059-229-3157)	障がい福祉課長 駒田 好彦

令和6年度津市避難行動要支援者名簿への登載に係る 通知文書の誤送付について

津市避難行動要支援者名簿の更新に伴い、令和6年度から新たに登載要件に該当する障害者手帳の所持者に対し、当該名簿に登載される旨の通知文書を令和6年3月1日付けで送付したところ、同月4日、通知文書を受け取った方から登載要件について電話による問合せがありました。

内容を確認したところ、当該問合せをされた方の精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れていたことから、当該名簿への登載要件に該当しないことが判明しました。

このことを受け、通知文書の送付対象者を再度確認したところ、有効期限が切れており、精神障害者保健福祉手帳を返納していない67人の方について、本来、当該名簿への登載要件に該当しない方であるにもかかわらず、誤って通知文書を送付していたことが判明しました。

誤送付に至った原因は、障害者手帳の所持者について、障がい者システムで手作業により抽出する際、有効期限が切れた精神障害者保健福祉手帳を返納していない方を除外する作業を失念したことによるものです。

誤って通知文書を送付した67人の方については、電話又は訪問によりお詫びするとともに、改めてお詫びの文書により令和6年度の津市避難行動要支援者名簿には登載されないことを説明するなど丁寧な対応に努めています。

今後は、マニュアルの手順の見直しを行うとともに、抽出された名簿については複数の担当職員に加え、管理職職員が再点検するなど、同様の過ちが生じないよう徹底することで再発を防止します。